

農業委員会総会議事録

第2回農業委員会

1. 開会日時 令和7年5月28日（水）午前9時24分

2. 閉会日時 令和7年5月28日（水）午前9時55分

3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室2

4. 出席者

委員（全7人中7人出席）

出席者

1番 柴田賢一

2番 秋田秀機

3番 秋田秀春

4番 池山春雄

5番 大野和彦

6番 坪井宏見

7番 大口悦美

事務局 3名

事務局長 江崎 建設課長

事務局員 高瀬 グループ長

事務局員 古市 主任

5. 会議日程

① 開 会

② 会長挨拶

③ 議事録署名者選出

④ 議案

- (1) 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- (2) 農地法第5条許可受理状況について
- ⑤ 報告事項
 - (1) 農地法第3条届出受理状況について
 - (2) 農地法第4条届出受理状況について
 - (3) 農地法第5条届出受理状況について

6. 配布資料

- ①資料1 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- ②資料2 農地法第5条許可受理状況について
- ③資料3 農地法第3条届出受理状況について
- ④資料4 農地法第4条届出受理状況について
- ⑤資料5 農地法第5条届出受理状況について

7. 議事内容

【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻より早いですが、只今より令和7年度第2回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に配布したもののみであります。よろしかったでしょうか。

それでは、会長よりごあいさつ申し上げます。

【会長あいさつ】

秋田会長

おはようございます。本日は、お忙しいところ参加いただきありがとうございます。

いよいよ田植えシーズンに入りました。今年は長雨で、また雨が近いいため、農協からトラクターをやっていないと言われており、そのやり取りが大変かと思えます。今年も大変な時期が始まりました。

今日は議案が2件あります。よろしくお願いいたします。

【出席人数確認】

秋田会長

それでは、総会に入ります。まず出席者ですが、全員出席です。農業委員7名中 出席者7名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

【議事録署名者指名】

秋田会長

議事録署名者を指名いたします。

1番 柴田賢一委員と3番 秋田秀春委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

【議案】

秋田会長

本日の議案は2件です。それでは、議案について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第1号 「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」をご説明申し上げます。

【議案第1号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案の説明】

各農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。

送付いたしました、資料1「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」は、令和6年度の最適化活動の実施状況の公表にあたり、事務局で案を作成しました。しかし、この中で遊休農地の部分や違反転用については、正式に法に則って処理している案件が現在のところありませんので、空欄の部分が多くなっております。議案が可決されれば、ホームページ上で公表する予定としています。よろしくご審議をお願いします。

秋田会長

議案第1号 令和6年度の点検・評価案についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第1号の令和6年度の点検・評価案に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成と認めます。よって、この案を公表することとします。

それでは議案第2号「農地法第5条許可申請」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料2 議案第2号 「農地法第5条許可申請について」をご説明申し上げます。

その前に、先月の農業委員総会でご質問いただきました、農地法第

3条届出における、農業委員会におけるあっせんの希望について回答いたします。

農業委員会におけるあっせんの制度は、農業委員会が農用地等を「売りたい、買いたい」、「貸したい、借りたい」という農家の間に立ってあっせんし、農用地等を農業経営の発展に結び付くようにしようものです。この事業を利用した場合には、税など優遇措置があり、農家にとって有利で安心できる制度です。

あっせんの対象となる農地は農用地区域内農地です。農用地区域内農地とは、農業振興地域内の農地のことです。豊山町では、農業振興地域は無く、あっせん対象となる農地は無いため、実態としては無となります。

【資料2 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】

秋田会長

議案第2号「農地法第5条許可申請」についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方の発言を求めます。

『委員からの発言なし』

以上で議案について終わります。

秋田会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第2号の「農地法第5条許可申請」について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

以上で議案を終わります。

【報告事項】

秋田会長

それでは、報告事項の農地法第3条、第4条、第5条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局

はい。それではまず始めに農地法第3条の届出受理状況について、説明します。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

【資料3 農地法第3条届出受理状況朗読】

事務局

次に、農地法第4条の届出受理状況について説明します。4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料4 農地法第4条届出受理状況朗読】

次に、農地法第5条の届出受理状況について説明します。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

【資料5 農地法第5条届出受理状況朗読】

以上で、届出受理状況の説明を終わります。

秋田会長

農地法第3条・第4条・第5条の届出受理状況についての報告が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

地図の縮尺はすべて同じなのでしょうか。配布資料を見比べると、実際の面積と異なる気がします。

事務局

資料2の地図は2500分の1、資料3・4・5は1159分の1で作成しております。今後縮尺を統一して作成いたします。

B委員

地図については、拡大図よりも、広域的な地図にして農地の所在位置がわかるように作成していただけると助かります。

事務局

今後は、2500分の1の縮尺で資料を作成いたします。

秋田会長

質問もありませんので報告事項の農地法第3条・4条・第5条届出受理状況についての報告を終了します。その他、意見はございますか。

C委員

議案第1号の「農業委員会の現況の体制」について、足し算をすると合わない気がします。農業委員会全体は7名ですが、準ずる委員は6名、女性委員1名、中立委員1名と合計8名になると思うのですが。

事務局

大口委員が、女性委員及び中立委員の2項目を重複して担っていただいております農業委員会全体は7人、そのうち、各項目に該当する人数は何人かを表しております。こちらは愛知県の規定の様式で作成しておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

D委員

耕地面積が61haですが今年度大幅に減少したのではないでしょ

うか。

事務局

こちらが令和6年4月1日現在の数値のため、広域的防災拠点事業による面積が反映されておらず、記載面積から更に減ります。

【閉 会】

秋田会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

8. その他

事務局

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：令和7年6月27日（金）午前9時30分開始

場所：役場3階 会議室3

資料：6月16日頃郵送予定。

(2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前9時55分終了)

9. 農地転用件数

4月農地転用件数				農地転用累計				
農地法適用条項	件数	面積㎡	地区	農地法適用条項	件数	面積㎡		
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	3	237.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	10	9,714.00
		3	4,434.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	1	261.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	7	4,839.51
		2	1,305.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	9	4,313.00
		0	0.00	豊場				
	届出	2	400.00	青山		届出	9	2,974.00
		3	1,526.00	豊場				

※ 累計については令和7年1月～令和7年12月（再申請分を含む）

議事録署名人（会長及び出席委員2名）

※この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政グループの窓口で縦覧することができます。